

経営者保証の有用性

—中小企業の非親族承継を題材として—

津島晃一（倫理文化研究センター特任研究員）

はじめに

日本の個人保証制度は民法で規定されており、現在、制定以来 120 年ぶりとなる改正が国会審議中である。日弁連は、改正論議の当初、個人保証の全面的な禁止を原則としていたが、最終的に経営者保証のみを例外として認めた。その結果、改正案でも経営者保証のみが存続し、その他の個人保証は保証人保護の観点から禁止されることになっている。かつては、世に諸悪の根源とまで非難された個人保証である。その中でも、経営者保証だけが存続を許されるのは、有害性を超えて金融実務上の有用性を認められたからである。ただし、経営者保証の有用性が、金融実務上の必要性だけで論じられるのでは不十分である。経営者保証が、経営者の最終決定権を確立させるための重要な役割を果たしていることはあまり知られておらず、これにも関心が向けられるべきである。

本稿は、そうした経営者保証の隠れた有用性に焦点を当てるため、中小企業の非親族承継を取り上げて分析を行う。日本の中小企業ではごく一般的な商慣習となっている経営者保証とは、いかなるものかを説明する。その上で、非親族承継の後継者が最終決定権を確立する上でどのように役立つのかを明らかにする。さらに、これを立証するために行った事例分析を報告する。